

ごみの分別区分

一時的に大量に出るごみ（引越しや火災等）

引越しや火災などの際には、クリーンステーション那須へ電話連絡して、持ち込み可能なものをご確認ください。（持ち込まれても受け取れないものは、お持ち帰りいただくことになります。）

- 必ず事前に、クリーンステーション那須へ電話連絡してください。
- ごみの分別をし、燃えるごみ及び燃えないごみ（14頁～16頁参照）は、指定ごみ袋に入れて、資源物（7頁～13頁参照）は指定の方法により持ち込んでください。
- 次のごみは所定の料金がかかります。
 - ・ 粗大ごみ（17頁参照）
 - ・ 家電リサイクル法の対象機器（18頁参照）
- 火災の場合は、次のものが必要になります。
 - ・ 火災証明書（消防署発行）
 - ・ 一般廃棄物処理手数料減免申請書（クリーンステーション那須に備え付け）
※申請者は火災証明を受けた方
 - ・ 申請者の身分が証明できるもの（運転免許証等）の写し
 - ・ 印鑑

収集・受け取れないごみ

①収集・受け取れないごみ

次のものやその他収集・受け取れないものは、販売店に引き取りを依頼するか、専門業者に処分を依頼してください。



タイヤ、バッテリー、自動車、自動車部品、バイク、ガスボンベ、廃油、塗料、消火器、ドラム缶、医療廃棄物、農機具類、農業用資材、コンクリート、ブロック片、建築廃材、切り株、枝木（太さ10cm、長さ50cm以上）、大型湯沸器、農薬、プロアなど

- 二輪車の処分について
問い合わせ先 社団法人 自動車リサイクル促進センター
電話：050-3000-0727（処分方法を案内します。）
- 消火器の処分について
問い合わせ先 株式会社 消火器リサイクル推進センター
電話：03-5829-6773（処分方法を案内します。）

③事業系廃棄物（ごみ）

事業活動（商店・事業所・飲食店・旅館など）に伴って生じた廃棄物（ごみ）は自らの責任において適正に処理することとなっております。廃棄物処理業者等に収集（有料）、処理（有料）を依頼してください。

ただし、事業系一般廃棄物を事業者自らがクリーンステーション那須または広域クリーンセンター大田原に直接持ち込む場合には受け取ります。※料金 10キロあたり150円

- 一般廃棄物となる廃棄物の場合
 - ・ 一般廃棄物収集運搬許可業者に収集（有料）を依頼してください。
※一般廃棄物収集運搬許可業者については、クリーンステーション那須にお問い合わせください。
 - ・ クリーンステーション那須または広域クリーンセンター大田原に自ら直接持ち込んでください。
※料金は各施設にお問い合わせください。（1頁から2頁参照）
- 産業廃棄物となる廃棄物の場合
問い合わせ先 社団法人 栃木県産業資源循環協会
電話：028-612-8016（事業者の斡旋をします。）

その他（ボランティア袋）

自治会や地域等でボランティア清掃を行う場合には、ボランティア袋を配布しますので、「一般廃棄物処理手数料減免申請書」を事前に提出してください。

- 次のいずれかの場所に印鑑をご持参のうえ申請書を提出してください。
 - ・ 役場環境課
 - ・ 湯本支所
 - ・ 芦野支所
 - ・ 伊王野支所
- 申請書は、上記の提出場所にあります。または町ホームページからダウンロードしてください。

【お願い】

- ごみは、燃えるごみと燃えないごみに分けてください。汚れている空き缶や空びんなどは、資源物にはなりませんので、燃えないごみとして出してください。
- ごみは、直接クリーンステーション那須へ持ち込むか、それぞれの収集日にお近くのごみステーションに出してください。